

↳ 遺産分割協議がまとまらない場合

Q : 父の死後、遺産分割について相続人間で何回か話し合いをしましたが、結局まとまりませんでした。このような場合の解決方法を教えてください。なお、父に遺言書はありませんでした。

A : 家庭裁判所に遺産分割の申立てをすることができます。

【解説】

遺産分割協議がまとまらない場合は、公平な第三者機関である裁判所へ遺産分割の申立てを行うことができます。具体的には、遺産分割調停の申立てと遺産分割審判の申立ての2つの方法があり、それぞれ次のような内容になっています。

遺産分割調停とは、裁判所が各相続人から事情を聞いたり、あるいは妥当な解決案を各相続人に示すなどして紛争解決へ向けて裁判所が関与はするものの、最終的には相続人全員の話し合いによる合意で遺産を分割する手続です。話し合いによる合意ですが、成立した合意は調停調書に記載され、確定判決と同一の効力を有します。

遺産分割審判とは、調停が不成立となった場合に行われる手続で、事実関係を前提として審判官が法的判断を下すというものです。調停と異なり当事者の合意ではなく、裁判所が下す判断が紛争解決内容となり、その判断は強制力を持ちます。なお、審判の内容に不服がある場合には不服を申立てることができ、高等裁判所でこれを争うことができます。

